○国土交通省告示第六百八十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　山陽自動車道吹田ジャンクション線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
三木市志染町戸田字中ヨ一八七九番七	前	最大 二三	二六
		最小 二四	
	後	最大 四七	
		最小 二四	

○国土交通省告示第六百八十五号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＯＫ	141880	第三十八漁福丸	25. 5.31
７ＪＯＬ	141883	第123勝栄丸	25. 5.20
７ＪＯＱ	141893	第七十一八重丸	25. 5.21
７ＪＯＲ	141896	とうきょう丸	25. 5.10
７ＪＯＶ	141909	白新丸	25. 5. 7
７ＪＯＹ	141915	グレート　クレイン	25. 5. 8
７ＪＰＤ	141919	第八十八福栄丸	25. 5.21
ＪＤ3480	141865	第三幸成丸	25. 5.24
ＪＤ3496	141888	第十七善丸	25. 5. 2
ＪＤ3497	141889	第六十一波一丸	25. 5.17
ＪＤ3505	141906	春幸	25. 5.10
ＪＤ3507	141908	りゅうおうⅡ	25. 5.27
ＪＤ3509	141911	ほくと	25. 5.28
ＪＤ3510	141913	第二十一日興丸	25. 5.23
ＪＤ3511	141914	新太陽丸	25. 5.27
ＪＤ3512	141918	第二十七徳丸	25. 5.20
ＪＤ3513	141920	第93芳鷹丸	25. 5.21
ＪＤ3516	141923	有誠丸	25. 5.14
ＪＤ3517	141924	第八藤光丸	25. 5.10
ＪＤ3521	141929	南新丸	25. 5.13
ＪＤ3523	141931	きぼう	25. 5.29
ＪＤ3524	141932	鉄竜丸	25. 5.23
ＪＤ3526	141934	きょくおう	25. 5.22
ＪＤ3527	141935	第五鶴吉丸	25. 5.27
ＪＤ3531	141941	誠祐丸	25. 5. 8
ＪＤ3534	141945	まえじま丸	25. 5.29

○国土交通省告示第六百八十六号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＪＨＩ	141263	ＴＡＫＡＳＵＺＵ	25. 5.16
７ＪＪＰ	141483	ＯＣＥＡＮ　ＬＥＯ	25. 5.27
７ＬＰＳ	116778	第一漁運丸	25. 5.24
ＪＤ2695	127173	さんらいなぁ	25. 5.23
ＪＦ2094	120036	弥彦丸	25. 5.22
ＪＧ4021	121806	あおば	25. 5.31
ＪＧ4455	126780	第十七海幸丸	25. 5.17
ＪＧ4652	129822	第三昭安丸	25. 5. 2
ＪＧ4678	129734	ロワイヤル	25. 5.22
ＪＧ4700	130298	北洋丸	25. 5.13
ＪＧ4758	130244	第三十八明和丸	25. 5. 2
ＪＧ4994	132784	第五十一芳鷹丸	25. 5.13
ＪＧ5047	132832	金剛	25. 5.20
ＪＧ5406	135181	第二にちあす丸	25. 5.31
ＪＨ3059	128423	大広丸	25. 5.21
ＪＩ2536	111741	フェリーごしょうら	25. 5.16
ＪＩ3292	128689	扇豊丸	25. 5.23
ＪＩ3353	128747	第七あや丸	25. 5.13
ＪＩ3671	136798	健和丸	25. 5. 1
ＪＪ3584	130799	第七善丸	25. 5. 2
ＪＪ3630	131837	第三日興丸	25. 5.21
ＪＫ4685	127999	たちばな２	25. 5.15
ＪＫ5016	131750	第一大光丸	25. 5.16
ＪＫ5034	131827	松竜丸	25. 5.24
ＪＫ5113	132517	第一錦洋丸	25. 5.30
ＪＫ5123	132528	第二十八日祥丸	25. 5. 1
ＪＫ5138	132544	太陽丸	25. 5. 7
ＪＫ5241	133704	瑞祥丸	25. 5.20
ＪＫ5336	134693	あさひふじ	25. 5.28
ＪＫ5366	134674	日泰丸	25. 5.31
ＪＫ5387	134741	悠勢丸	25. 5.22
ＪＬ5700	132916	友幸丸	25. 5.24
ＪＬ5705	132902	第二幸宝	25. 5.16
ＪＬ5995	132130	第二十八旭丸	25. 5. 2
ＪＬ6143	133898	海成丸	25. 5.13
ＪＭ3622	116901	第八和丸	25. 5.14
ＪＭ4133	120845	りゅうおう	25. 5. 2
ＪＭ6119	133469	大栄丸	25. 5. 8
ＪＭ6189	133464	第二十三龍洋丸	25. 5.17

○国土交通省告示第六百八十七号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
	平成		
A05171018	17. 8.22	105813	第二新栄丸
A09131055	21. 5.19	116248	ＢＯＢ

○国土交通省告示第六百八十八号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
	平成		
A0615105	18. 2.14	128689	扇豊丸
A1013117	22. 2. 4	141196	ＥＬ　ＳＯＬ　ＳＡＬＥ
A11161042	23.12. 9	135637	ＶＩＬＬＡＧＩＯ　ＩＴＡＬＩＡ
A12131119	24. 9.18	131269	トッピー１
A13191500	25. 1. 9	133643	第十一大栄丸

○国土交通省告示第六百八十九号

平成十二年八月三十一日建設省告示第千八百十一号（海岸法の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を施行する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

「工事の区域」の全部を「宮城県岩沼市寺島字川向四五番五五地内に設けた標柱から方向角一三八度二〇分五七秒一〇六・八四メートルの点をイとし、イの地点において八八度一二分三一秒三〇三・二四メートルの点をロとし、ロの地点において五六度四一分〇〇秒四三〇六・二二メートルの点をハとし、ハの地点において九二度一六分四七秒二一八・九三メートルの点をニとし、ニの地点において八九度四七分三三秒二二四六・七七メートルの点をホとし、以上イからホまでを順次結んだ線及びホとイを結んだ線で囲まれた区域内の海岸保全区域の区域並びに宮城県亘理郡山元町坂元字浜一番四地内に設けた標柱から方向角一二九度五四分二八秒一六四・九一メートルの点をイとし、イの地点において一九度五四分三二秒四七〇・四四メートルの点をロとし、ロの地点において一〇二度一三分二七秒九〇九・六九メートルの点をハとし、ハの地点において九五度二二分〇九秒四九八・九〇メートルの点をニとし、ニの地点において八五度二〇分四八秒六五二七・二五メートルの点をホとし、以上イからホまでを順次結んだ線で囲まれた区域内の海岸保全区域の区域」に改める。

○国土交通省告示第六百九十号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率の欄中「〇・八パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項利率欄中「一・〇パーセント」を「一・二パーセント」に、同表二の項利率欄中「一・〇パーセント」を「一・二パーセント」に、同表三のイの項利率欄中「一・〇パーセント」を「一・二パーセント」に、同表三のロの項利率欄中「一・〇パーセント」を「一・二パーセント」に、同表四の項利率欄中「一・〇パーセント」を「一・二パーセント」に改める。